

居宅療養管理指導サービス内容・重要事項説明書

医療法人社団ホームアレー ホームアレークリニック梅ヶ丘

東京都世田谷区代田 3-52-1 サザンパレス代田 1 階

TEL 03-5787-6388

居宅療養管理指導契約事項

様（以下「ご利用者様」といいます）と「ホームアレークリニック」（以下「事業者」といいます）は、居宅療養管理指導の利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条(目的)

1. 居宅療養管理指導

医師が通院困難な要介護者に対して、訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する介護サービス計画の策定時に必要な情報提供、ご利用者様およびご家族等に対する介護サービスを利用するうえでの留意点、介護方法等についての指導・助言をおこないます。

第2条(契約期間)

1. この契約の期間は、契約締結日からご利用者様の要支援・要介護認定の有効期限満了日までとします。但し、契約期間満了日以前にご利用者様が要支援・要介護状態区分の変更認定を受けた場合には、変更後の要支援・要介護認定有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日の7日前までに、ご利用者様から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。自動更新後の契約期間は、更新後の要介護（支援）認定有効期限の満了日までとします。
3. 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了します。
 - (1) ご利用者様が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
 - (2) ご利用者様が第10条により契約を解除したとき。
 - (3) 事業所が第11条により契約を解除したとき。
 - (4) ご利用者様が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院され、ご自宅に戻られないとき。
 - (5) ご利用者様が死亡したとき。

第3条(運営規定の概要)

事業者の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業員の勤務体制などは、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（サービスの内容）

1. 居宅療養管理指導

- (1) 居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防となるよう適切に指導します。
- (2) 居宅療養管理指導は、親切丁寧におこない、内容についてはわかりやすく説明いたし

ます。ご不明な点がございましたら、いつでも遠慮なくご質問下さい。

第 5 条(居宅療養管理指導提供記録の保存)

事業者は、ご利用者様の居宅療養管理指導の実施状況等に関する記録を整理し、契約終了の日から 2 年保存します。

第 6 条(身分証携帯業務)

事業者の従業員は、常に身分証を携帯し、ご利用者様又はご家族から提示を求められたときは、いつでも提示します。

第 7 条(料金)

1. 事業者は予めご利用者に対し、居宅療養管理指導にかかる料金について説明します。
2. ご利用者様には、事業者に対し、居宅療養管理指導の対価として「重要事項説明書」に定める利用料金をもとに、月ごとに算定された負担額をお支払いいただきます。

第 8 条(利用料の変更)

1. 契約期間中に、居宅療養管理指導の料金を定めている介護保険法ならびに関係法令が変更になった場合には、改訂後の利用料金が適用されます。
2. 事業者は介護保険法ならびに関係法令により定められた居宅療養管理指導の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、30 日前までにご利用者様に対し文章により通知し、変更の申し出を行います。

第 9 条(ご利用者様負担の延滞)

1. ご利用者様が、正当な利用なく事業者に支払うべき料金を 30 日以上延滞した場合において、事業者が延納額を支払うように催告したにもかかわらず、金額の支払いがないときは、事業者は支払いがあるまで居宅療養管理指導の一部又は全部の提供を一時停止することができます。

第 10 条(ご利用者様の契約解約権)

1. ご利用者様は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、ご利用者様の急変、急な入院等、やむを得ない事情がある場合や契約を継続しがたい不当な行為を事業者が行った場合は、通知により予告期間なくこの契約を解除することができます。

第 11 条(事業者の契約解約権)

1. 事業者は、やむを得ない事情によりサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日以上上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって患者様の居宅サービ

ス計画（ケアプラン）を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）、関連公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

3. 次の事由に該当する場合は、事業者は通知により予告期間なくこの契約を解除できます。
 - (1) ご利用者様が事業者を支払うべき料金を 30 日以上延納し、事業者の催告にも関わらず金額の支払いがない場合
 - (2) ご利用者様が事業者に対し、契約を継続しがたい不当な行為を行った場合

第 12 条(秘密保持)

1. 本契約の締結にあたり、事業者はご利用者様又はご家族の個人情報取り扱いについて説明し、ご利用者様の同意を求めます。
2. 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得たご利用者様又はご家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および従業員退職後も同様です。
3. 事業者は、ご利用者様へのサービスを実施していくにあたり、関連する医療機関、介護サービス事業者、区、などの公的機関、ご家族等への必要な個人情報の提供を行います。情報提供の具体例としては重要事項説明書のとおりです。
4. ご利用者様又はご家族に関する個人情報を、前項以外の目的外利用または第三者提供において用いる場合には、ご利用者様又はご家族に利用目的等を説明し、同意を得てから使用いたします。

第 13 条(賠償責任)

1. 事業者は、居宅療養管理指導の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者様又はご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項において、事故によりご利用者様又はご家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者はその損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合はこの限りではありません。
3. 前項の場合において、当該事故発生につきご利用者様に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第 14 条(苦情対応)

1. 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリテーションについてご利用者様又はご家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。苦情窓口は「重要事項説明書」のとおりです。

第 15 条(ご利用者様代理人)

1. ご利用者様は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うことができます。

第 16 条(裁判管轄)

1. この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ご利用者様及び事業者は、ご利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに予め合意します。

第 17 条(契約外事項)

1. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議により定めます。

重要事項説明書

1. 指定事業所名 医療法人社団ホームアレー ホームアレークリニック梅ヶ丘
2. 指定事業者番号 東京都指定 第 号
3. 事業所所在地 東京都世田谷区代田 3-52-1 サザンパレス代田 1 階
4. 電話番号 03-5787-6388
5. 事業実施地域 世田谷区 代田・下北沢・三軒茶屋・明大前・千歳船橋など周辺
目黒区一部 渋谷区一部 杉並区一部

6. 運営方針

(1) 居宅療養管理指導

要支援・要介護状態にあるご利用者様が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状や心身の状況、置かれている環境を把握し介護支援専門員(ケアマネジャー)に居宅サービス計画(ケアプラン)等の作成に必要な情報を提供するとともに、ご利用者様およびご家族の方に療養上の管理・指導・助言等をおこないます。

7. サービス内容

(1) 指定居宅療養管理指導の内容

- ① 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等に必要な情報の提供をします。
- ② ご利用者様およびご家族からの介護全般に関する相談などを行います。
- ③ ご利用者様およびご家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行います。
- ④ その他療養生活向上のための指導・助言等をします。

- | | | |
|--------|------------|-----|
| 8. 従事者 | 医師 | 2 名 |
| | 看護師 | 1 名 |
| | 医療コーディネーター | 1 名 |

9. 営業日及び営業時間

診療時間	午前 9:00～12:00 午後 13:30～18:00
休診日	土曜日、日曜日、祝祭日

10. 利用料

(1) 居宅療養管理指導費

介護保険適用の自己負担

居宅療養管理指導Ⅰ ※在宅時医学総合管理料（在医総）を算定しない場合。

適用	通常単位	
	月 1 回	月 2 回
単一建物居住者が 1 人	515 単位	1030 単位
単一建物居住者が 2 人～9 人	487 単位	974 単位
単一建物居住者が 10 人以上	446 単位	892 単位

居宅療養管理指導Ⅱ ※在宅時医学総合管理料（在医総）を算定する場合。

適用	通常単位	
	月 1 回	月 2 回
単一建物居住者が 1 人	299 単位	598 単位
単一建物居住者が 2 人～9 人	287 単位	574 単位
単一建物居住者が 10 人以上	260 単位	520 単位

- ① 当該月の訪問診療もしくは往診を行った日に算定します。
- ② 居宅療養管理指導サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の 1 割又は 2 割、3 割をお支払い頂きます。

※訪問診療料、往診料、各疾患に関する指導または管理料、検査、投薬、処置等の個別診療行為は医療保険になります。

11. お支払い

[ご請求]

医療費及び介護費は月末締めとなり、診療日・利用料等の内訳を記載した明細書及び、請求書を翌月 15 日前後に郵送いたします。

[お支払い方法]

当院では銀行から手数料無料でご利用頂ける自動引き落としをお勧めしております。口座振替日は、毎月 27 日となります。

その他のお支払い方法をご希望される方はご相談下さい。

[お手続き]

自動引き落としをご利用希望の方は手続きに 1～2 カ月かかりますので、手続きが終了するまでは、当院指定口座までお振込頂けますようお願いいたします。

12. キャンセル

サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先電話番号：03-5787-6388

ご利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、キャンセル料として当院自費料金を頂戴いたします。

ただし、ご利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合キャンセル料はいただきません。

13. 緊急時の対応について

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者へ連絡をします。

14. 個人情報の取り扱いについて

事業者は、ご利用者様へのサービスを実施していくにあたり、下記のとおり個人情報の提供を行います。

- ① 主治医や介護支援専門員（ケアマネジャー）等へ「居宅療養管理指導書」を提出します。
- ② 保険者へ「居宅サービス介護給付費用明細書」を毎月提出します。
- ③ サービス担当者会議における情報提供をおこないます。
- ④ ご利用者の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話やFAXなどによる連絡などをします。

15. 苦情相談窓口

苦情が生じた場合は、苦情窓口を通じ迅速かつ適切に対応しかつ、必要な措置を講じます。次の窓口で対応いたします。

電話	03-5787-6388
FAX	03-5787-6389
受付窓口	院長 阿知和 郁也

16. その他運営に関する重要事項

健康保険法や介護保険法等を遵守して、業務を行います。

居宅療養管理指導 重要事項説明書・契約書

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり甲1□甲2□に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 医療法人社団ホームアレー ホームアレークリニック梅ヶ丘
東京都世田谷区代田 3-52-1 サザンパレス代田 1 階

院長 阿知和 郁也

説明者氏名 佐藤 歩

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

(甲1)利用者 住所 _____

氏名 _____

(甲2)利用者の家族 住所 _____ 続柄 ()

氏名 _____